



鳥取県公報

令和7年3月31日（月）
号外第36号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 教委規則	令和7年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則 （8）（教育総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 鳥取県教育職員免許状再授与審査会規則（9）（小中学校課）・・・・・・・・・・ 8 鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則（10）（〃）・・・・ 9
◇ 教委訓令	教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令（1）（教育総務課）・・・・12 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令（2）（〃）・・・・・・・・ 14

教育委員会規則

令和7年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第8号

令和7年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。 教育総務課～教育人材開発課 略 <u>生徒支援・教育相談センター</u></p> <p>(1) <u>生徒支援及び教育相談に係る業務の総括及び企画立案に関すること。</u></p> <p>(2) <u>いじめ、不登校、ヤングケアラー等についての相談及び教育相談に関すること。</u></p> <p>(3) <u>問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題の調査及び分析に関すること。</u></p> <p>(4) <u>問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する対策を行う学校に対する支援に関すること。</u></p> <p>(5) <u>問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題についての研修に関すること。</u></p> <p>(6) <u>児童等の発達、言語、学習等に係る指導及び支援に関すること。</u></p> <p>小中学校課～高等学校課 略</p>	<p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。 教育総務課～教育人材開発課 略</p> <p>小中学校課～高等学校課 略 <u>いじめ・不登校総合対策センター</u></p> <p>(1) <u>いじめ・不登校対策の総括及び企画立案に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育相談及びいじめ・不登校についての相談に関すること。</u></p> <p>(3) <u>いじめ・不登校についての生徒指導に関すること。</u></p> <p>(4) <u>いじめ・不登校対策を行う学校に対する支援に関すること。</u></p> <p>(5) <u>いじめ・不登校についての研修に関すること。</u></p> <p>(6) <u>特別支援教育に関する研究調査、資料の整備及び提供に関すること。</u></p>

社会教育課～体育保健課

2・3 略

(職制)

第7条 略

2 特に必要があると認めるときは、本庁（課を除く。）に次長、理事監、教育次長、参事監又は参事を、本庁の各課に課長補佐を、教育人材開発課に教育人材開発主査を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、社会教育課に社会教育主査を、特別支援教育課、人権教育課及び体育保健課に指導主査を置くことができる。

第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) 略

(10) 略

別表第1（第3条関係）

略	
4 教育センター	総務課、教育企画研修課、教育 D X 推進課
5 生徒支援・教育相談センター	
6 略	
7 略	
8 高等学校課	高校教育企画室
略	
12 博物館	総務課、学芸課
略	

別表第2（第18条関係）

(7) 児童等の発達の特徴を把握するための検査に関すること。

社会教育課～体育保健課 略

2・3 略

(職制)

第7条 略

2 特に必要があると認めるときは、本庁（課を除く。）に次長、理事監、教育次長、参事監又は参事を、本庁の各課に課長補佐を、教育人材開発課に教育人材開発主査を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、いじめ・不登校総合対策センターに次長を、社会教育課に社会教育主査を、特別支援教育課、人権教育課及び体育保健課に指導主査を置くことができる。

第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) いじめ・不登校総合対策センターに置く次長 上司の命を受け、いじめ・不登校総合対策センターにおける教育相談業務に関する指導に係る事務に参画する。

(10) 略

(11) 略

別表第1（第3条関係）

略	
4 教育センター	総務課、教育企画研修課、教育 D X 推進課
5 略	
6 略	
7 高等学校課	高校教育企画室
8 <u>いじめ・不登校総合対策センター</u>	
略	
12 博物館	総務課、学芸課、 <u>美術振興課</u>
略	

別表第2（第18条関係）

附属機関	庶務担当機関	附属機関	庶務担当機関
略		略	
略	教育人材開発課	略	教育人材開発課
鳥取県教職員育成協議会		鳥取県教職員育成協議会	
鳥取県いじめ問題調査委員会	生徒支援・教育相談センター		
略	小中学校課	略	小中学校課
鳥取県特別免許状教育職員検定審査委員会		鳥取県特別免許状教育職員検定審査委員会	
鳥取県教育職員免許状再授与審査会			
略		略	
略	高等学校課	略	高等学校課
鳥取県立高等学校農林水産人材育成事業運営指導委員会		鳥取県立高等学校農林水産人材育成事業運営指導委員会	
		鳥取県いじめ問題調査委員会	いじめ・不登校総合対策センター
略		略	

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第3条関係) 1 略 2 事務職員をもって充てる職 教育次長・局長・ <u>所長</u> ・教育人材開発主査・義務教育主査・高校教育主査・社会教育主査・指導主査・主事・指導主事・管理主事・社会教育主事・文化財主事・健康管理主事 3 技術職員をもって充てる職 主幹学芸員・主任学芸員・建築技師・機械技師・電気技師・造園技師・土木技師・教育相談員・学芸員・学芸員補・専門員・ <u>現業職長</u> ・ <u>現業主事</u>	別表(第3条関係) 1 略 2 事務職員をもって充てる職 教育次長・局長・ <u>センター長</u> ・教育人材開発主査・義務教育主査・高校教育主査・社会教育主査・指導主査・主事・指導主事・管理主事・社会教育主事・文化財主事・健康管理主事 3 技術職員をもって充てる職 主幹学芸員・主任学芸員・建築技師・機械技師・電気技師・造園技師・土木技師・教育相談員・学芸員・学芸員補・専門員

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第3条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員（<u>教育委員会事務局及び県立学校の職員</u>に限る。以下「職員」という。）の給与の額及びその支給方法等について定めるものとする。</p> <p>別表第2（第2条、第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">級別職務分類表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td><u>現業主事</u>、自動車整備士又は学校技能主事の職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>困難な業務を行う<u>現業主事</u>、自動車整備士又は学校技能主事の職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td><u>現業職長</u>、<u>学校技能班長</u>又は学校技能副班長の職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職務	1級	<u>現業主事</u> 、自動車整備士又は学校技能主事の職務	2級	困難な業務を行う <u>現業主事</u> 、自動車整備士又は学校技能主事の職務	3級	<u>現業職長</u> 、 <u>学校技能班長</u> 又は学校技能副班長の職務	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員（<u>県立学校の職員</u>に限る。以下「職員」という。）の給与の額及びその支給方法等について定めるものとする。</p> <p>別表第2（第2条、第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">級別職務分類表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>自動車整備士又は学校技能主事の職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>困難な業務を行う自動車整備士又は学校技能主事の職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>学校技能班長又は学校技能副班長の職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職務	1級	自動車整備士又は学校技能主事の職務	2級	困難な業務を行う自動車整備士又は学校技能主事の職務	3級	学校技能班長又は学校技能副班長の職務
職務の級	職務																
1級	<u>現業主事</u> 、自動車整備士又は学校技能主事の職務																
2級	困難な業務を行う <u>現業主事</u> 、自動車整備士又は学校技能主事の職務																
3級	<u>現業職長</u> 、 <u>学校技能班長</u> 又は学校技能副班長の職務																
職務の級	職務																
1級	自動車整備士又は学校技能主事の職務																
2級	困難な業務を行う自動車整備士又は学校技能主事の職務																
3級	学校技能班長又は学校技能副班長の職務																

(現業職員就業規則の一部改正)

第4条 現業職員就業規則（昭和45年鳥取県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）第1条第2項に規定する現業職員（<u>教育委員会事務局及び県立学校の職員</u>に限る。以下「職員」という。）の労働条件に関しては、法令に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）第1条第2項に規定する現業職員（<u>県立学校の職員</u>に限る。以下「職員」という。）の労働条件に関しては、法令に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p>

(鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正)

第5条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 博物館に、総務課及び<u>学芸課</u>を置く。</p>	<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 博物館に、総務課、<u>学芸課</u>及び<u>美術振興課</u>を置く。</p>

<p>2 各課又は室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>学芸課</p> <p>(1) 博物館資料の収集、保管及び展示に関する こと。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) その他博物館の事業に関すること。</p>	<p>2 各課又は室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>学芸課</p> <p>(1) 博物館資料<u>(美術関係の資料を除く。次号 及び第3号において同じ。)</u>の収集、保管及び 展示に関すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) その他博物館の事業に関すること<u>(美術振 興課の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p><u>美術振興課</u></p> <p>(1) <u>博物館資料(美術関係の資料に限る。次号 及び第3号において同じ。)</u>の保管及び展示に 関すること。</p> <p>(2) <u>博物館資料の利用の指導、助言及び普及に 関すること。</u></p> <p>(3) <u>博物館資料の調査研究に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他美術関係の博物館の事業に関するこ と。</u></p>
--	--

(鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第6条 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号)の一部を次のよ
うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の種類)</p> <p>第5条 教育センターの職員(臨時又は非常勤の職 員を除く。以下同じ。)の種類は、<u>事務職員及び 技術職員</u>とする。</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>1 <u>事務職員</u>をもって充てる職 所長、副所長、課長、指導主査、課長補佐、 主幹、係長、副主幹、主事、指導主事及び研修 主事</p> <p>2 <u>技術職員</u>をもって充てる職 <u>現業職長及び現業主事</u></p>	<p>(職員の種類)</p> <p>第5条 教育センターの職員(臨時又は非常勤の職 員を除く。以下同じ。)の種類は、事務職員とす る。</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>所長、副所長、課長、指導主査、課長補佐、主 幹、係長、副主幹、主事、指導主事及び研修主事</p>

(鳥取県立図書館管理規則の一部改正)

第7条 鳥取県立図書館管理規則(平成2年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第6条関係)</p> <p>1 略</p>	<p>別表(第6条関係)</p> <p>1 略</p>

2 事務職員をもって充てる職 司書主幹・司書副主幹・主事・司書・ <u>指導主 事</u> ・資料相談員	2 事務職員をもって充てる職 司書主幹・司書副主幹・主事・司書・ <u>学校図 書館支援員</u> ・資料相談員
3 略	3 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和7年3月31日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第9号

鳥取県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、鳥取県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者として医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が任命する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。

(秘密保持義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第10号

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(臨時免許状の授与の出願)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定は、免許法第17条の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者について準用する。この場合においては、第2条第1項の表5の項ア及びイに掲げる書類を併せて添付しなければならない。</p> <p>(免許状の再授与の出願の特例)</p> <p>第5条 <u>免許法第16条の2に規定する免許状の再授与を受けようとする場合には、前3条の規定により提出すべき書類に加え、再び免許状を授与するのが適当であることを確認するために教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。</u></p> <p>(新教育領域の追加の定めの出願)</p> <p>第6条 略</p> <p>様式第1号の2 <u>(第6条関係)</u></p>	<p>(臨時免許状の授与の出願)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定は、免許法第17条第1項の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者について準用する。この場合においては、第2条第1項の表5の項ア及びイに掲げる書類を併せて添付しなければならない。</p> <p>(新教育領域の追加の定めの出願)</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 <u>削除</u></p> <p>様式第1号の2 <u>(第5条関係)</u></p>
略	略
備考 略	備考 略
様式第2号 (第2条-第4条、第8条関係)	様式第2号 (第2条-第4条、第8条関係)
宣誓書	宣誓書
私は、次の各号のいずれの者にも該当しないことを誓います。	私は、次の各号のいずれの者にも該当しないことを誓います。
1 <u>拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮に処せられた者</u>	1 <u>禁錮以上の刑に処せられた者</u>
2～4 略	2～4 略
年 月 日	年 月 日
氏 名	氏 名 <u>㊟</u>
鳥取県教育委員会 様	鳥取県教育委員会 様

<p>様式第6号（第7条、第9条－第11条関係）</p>	<p>備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <p>様式第6号（第7条、第9条－第11条関係）</p>
<p>履歴書</p> <p>現住所 氏名 年月日生</p> <p>記</p> <p>1～4 略 上記のとおり相違ありません。 年月日 氏名</p> <p>上記のとおり確認する。 年月日</p> <p>学校長（所属長）氏名 印</p>	<p>履歴書</p> <p>現住所 氏名 年月日生</p> <p>記</p> <p>1～4 略 上記のとおり相違ありません。 年月日 氏名 ㊟</p> <p>上記のとおり確認する。 年月日</p> <p>学校長（所属長）氏名 印</p>
<p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 略</p>	<p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 本人が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <p>6 略</p>
<p>様式9号の2（第12条関係）</p>	<p>様式9号の2（第12条関係）</p>
<p>身上異動証明書</p> <p>現住所 氏名 年月日生</p> <p>記</p> <p>略</p> <p>上記のとおり相違ありません。 年月日 氏名</p> <p>上記のとおり確認する。 年月日</p> <p>学校長（所属長）氏名 印</p>	<p>身上異動証明書</p> <p>現住所 氏名 年月日生</p> <p>記</p> <p>略</p> <p>上記のとおり相違ありません。 年月日 氏名 ㊟</p> <p>上記のとおり確認する。 年月日</p> <p>学校長（所属長）氏名 印</p>
<p>備考 本籍地の変更、改正、改名等について記載すること。</p>	<p>備考1 本籍地の変更、改正、改名等について記載すること。</p> <p>2 本人が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>
<p>様式第20号（第24条関係）</p>	<p>様式第20号（第24条関係）</p>
<p>教育職員免許状授与証明書 本籍地</p>	<p>免許状授与（交付）証明書 本籍都道府県名</p>

<p style="text-align: center;">氏 名 生年月日 年 月 日</p> <p>上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">免許状種類</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>教科、事項又は領域</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>免許状番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>授与年月日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>授与権者</td> <td colspan="2">鳥取県教育委員会</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">追加した領域及び追加年月日</td> <td style="text-align: center;">領域名</td> <td style="text-align: center;">追加年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>根拠規定</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県教育委員会 印</p>	免許状種類			教科、事項又は領域			免許状番号			授与年月日			授与権者	鳥取県教育委員会		追加した領域及び追加年月日	領域名	追加年月日							根拠規定			備考			<p style="text-align: center;">氏 名 生年月日 年 月 日</p> <p>頭書の者に下記のとおり免許状を授与（交付）したことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県教育委員会 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 免許状の種類 2 教 科 3 授与年月日 4 番 号
免許状種類																															
教科、事項又は領域																															
免許状番号																															
授与年月日																															
授与権者	鳥取県教育委員会																														
追加した領域及び追加年月日	領域名	追加年月日																													
根拠規定																															
備考																															

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条第2項の改正規定、様式第2号の改正規定（次号に掲げる規定を除く。）、様式第6号の改正規定、様式第9号の2の改正規定及び様式第20号の改正規定 公布の日
- (2) 様式第2号の改正規定（「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮」に改める部分に限る。） 令和7年6月1日

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局職員の任免発令規程（昭和44年鳥取県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（第2及び第3に掲げる職員を除く。）の場合</p> <p>1・2 略</p> <p>3 降任（現に有する職より下位の職を命ずる場合（<u>3の2に該当する場合を除く。</u>））</p> <p>鳥取県……に任命する</p> <p>……勤務を命ずる</p> <p>……を命ずる</p> <p>期限（任期）の定めのない職員となる</p> <p><u>3の2 管理監督職勤務上限年齢による降任（地方公務員法第28条の2第1項の規定により現に有する職より下位の職を命ずる場合）</u></p> <p>鳥取県……に任命する</p> <p>……勤務を命ずる</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（第2及び第3に掲げる職員を除く。）の場合</p> <p>1・2 略</p> <p>3 降任（現に有する職より下位の職を命ずる場合）</p> <p>鳥取県……に任命する</p> <p>……勤務を命ずる</p> <p>……を命ずる</p> <p>期限（任期）の定めのない職員となる</p> <p>○職員の種類を異動させる場合に限る。</p> <p>○所属課所を変更する場合に限る。ただし、所属課所の長への降任の場合を除く。</p> <p>○勤務延長職員、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</p> <p>○職員の種類を異動させる場合に限る。</p> <p>○所属課所を変更する</p>

<u>……を命ずる</u> 4～59 略 第2～第4 略	<u>場合に限る。</u>	4～59 略 第2～第4 略	
------------------------------------	---------------	-------------------	--

附 則

この訓令は、令和7年3月31日から施行する。

鳥取県教育委員会訓令第2号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）					別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）				
1 一般の事務に関する事務処理権限					1 一般の事務に関する事務処理権限				
事項		事務処理権限 の区分			事項		事務処理権限 の区分		
種類	内容	教 育 委 員 会	専 決 権 者	教 育 委 員 会	専 決 権 者	教 育 委 員 会	専 決 権 者	教 育 委 員 会	専 決 権 者
		教 育 長	次 長 等	教 育 長	次 長 等	教 育 長	次 長 等	課 長 等	所 長 等
略					略				
三 その 略					三 その 略				
他の業務に関する事務	8 不服申立て（教育長に委任された事務に関する処分に係るものを除く。）又は訴訟に関する事務			8 不服申立て又は訴訟に関する事務					
(1)・(2) 略					(1)・(2) 略				
略					略				
2・3 略					2・3 略				
4 生徒支援・教育相談センター									
事項		事務処理権限の 区分			事項		事務処理権限の 区分		
種類	内容	教 育 委 員 会	専 決 権 者	教 育 委 員 会	専 決 権 者	教 育 委 員 会	専 決 権 者	教 育 委 員 会	専 決 権 者
		教 育 長	次 長 等	教 育 長	次 長 等	教 育 長	次 長 等	課 長 等	所 長 等
一 任免等に関する事務	1 市町村立学校の会計年度任用職員（スクールカウンセラー及び学校生活適応支援員に限る。）の任免							○	
5 小中学校課					4 小中学校課				

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等
略					
二 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に関する事務	1 同法第5条第1項又は第16条第1項の規定による普通免許状（特別支援学校教諭及び養護教諭に係るものを除く。）の授与（同法第16条の2に規定する再授与を含む。）				
	(1)・(2) 略				
	2 同法第5条第2項の規定による特別免許状（特別支援学校教諭に係るものを除く。）の授与（同法第16条の2に規定する再授与を含む。）			○	
	3 同法第5条第5項の規定による臨時免許状（特別支援学校の教員に係るものを除く。）の授与（同法第16条の2に規定する再授与を含む。）				○
	(1) 重要なもの			○	
	(2) 軽易なもの				○
略					

6 特別支援教育課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等
略					
二 教育職員免許法に	1 同法第5条第1項の規定による普通免許状（特別支援学校教諭及び養護				

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等
略					
二 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に関する事務	1 同法第5条第1項の規定による普通免許状（特別支援学校教諭及び養護教諭に係るものを除く。）の授与				
	(1)・(2) 略				
	2 同法第5条第2項の規定による特別免許状（特別支援学校教諭に係るものを除く。）の授与			○	
	3 同法第5条第5項の規定による臨時免許状の授与（特別支援学校の教員に対するものを除く。）				○
略					

5 特別支援教育課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等
略					
二 教育職員免許法に	1 同法第5条第1項の規定による普通免許状の授与（特別支援学校教諭及				

関する 事務	教諭に係るものに限る。)の授与(同法第16条の2に規定する再授与を含む。)				
(1)・(2) 略					
2	同法第5条第2項の規定による特別免許状(特別支援学校教諭に係るものに限る。)の授与(同法第16条の2に規定する再授与を含む。)				○
3	同法第5条第5項の規定による臨時免許状(特別支援学校の教員に係るものに限る。)の授与(同法第16条の2に規定する再授与を含む。)				
(1) 重要なもの					
(2) 軽易なもの					
略					
略					

7 略

8・9 略

別表第2(第9条-第11条、第14条関係)

一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教	専決権者	委任

関する 事務	び養護教諭に係るものに限る。)				
(1)・(2) 略					
2	同法第5条第2項の規定による特別免許状の授与(特別支援学校教諭に係るものに限る。)				○
3	同法第5条第5項の規定による臨時免許状の授与(特別支援学校の教員に対するものに限る。)				○
略					
略					

6 略

7 いじめ・不登校総合対策センター

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者	
			教 育 長	課 長 等
一 任免等に関する事務	1 市町村立学校の会計年度任用職員(スクールカウンセラー及び学校生活適応支援員に限る。)の任免			○

8・9 略

別表第2(第9条-第11条、第14条関係)

一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教	専決権者	委任

		育 長	決 裁 権 者		
			次 長	課 長 等	課 長 等
略					
四 表	1 表彰又は国が行 う表彰若しくは叙 位、叙勲に係る具 申	○			
四の二	1 教育長に委任さ れた事務に関する 処分に係る不服申 立てに関する事務				
	(1) 重要なもの	○			
	(2) 軽易なもの			○	
略					
七 服 務 及 び 研 修 に 関 す る 事 務 (本 庁 組 織 の 職 員 に 係 る も の に 限 る。)	1 出張、休暇その 他服務に関する事 務 (1) 地方公務員 の育児休業等に 関する法律第19 条第1項又は第 6項において準 用する同法第5 条第2項の規定 による部分休業 の承認又はその 取消し				
ア・イ 略					
(2)～(5) 略					
略					
略					

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第2の七の項の改正規定は、令和7年10月1日から施行する。